

循環型社会形成自主行動計画

2025年度フォローアップ調査結果報告

ならびに次期計画方針

2026年3月17日

一般社団法人 **日本経済団体連合会**

1. 現行の循環型社会形成自主行動計画（2021年度～2025年度）

(1) 産業廃棄物最終処分量の削減（第五次目標）

⇒ 低炭素社会の実現に配慮しつつ、適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について、産業界全体として、「2025年度に2000年度実績比75%程度削減」を目指す。

(2) 資源循環の質の向上を視野に入れた個別業種ごとの目標

⇒ 業界ごとの特性や事情等を踏まえた、資源循環の質の向上に向けた目標設定。
（製品の製造過程で発生する副産物に対する再資源化率目標の設定など）

(3) 「業種別プラスチック関連目標」（2019年度～）

⇒ 経団連意見「『プラスチック資源循環戦略』策定に関する意見」（2018年11月）を踏まえ、海洋プラスチック問題の解決やプラスチック資源循環の推進に貢献する目標を設定。

経緯（ご参考）

- (1) 1997年 : 「環境自主行動計画」（廃棄物対策編）の策定、以降毎年度フォローアップを実施
- (2) 1999年12月 : 第一次目標「2010年度の産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の75%減」設定
- (3) 2007年 3月 : 「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」への改編
第二次目標「2010年度の産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の86%減」設定
業種別独自目標の策定（最終処分量以外の目標を設定）
- (4) 2010年12月 : 第三次目標「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度実績の65%程度減」設定
業種別独自目標の策定（最終処分量以外の目標を設定）
- (5) 2016年 3月 : 「循環型社会形成自主行動計画」への改編
第四次目標「2020年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度実績の70%程度減」設定
業種別独自目標の策定（最終処分量以外の目標を設定）
- (6) 2019年 4月 : 「業種別プラスチック目標」の設定
- (7) 2021年 3月 : 上記目標の策定

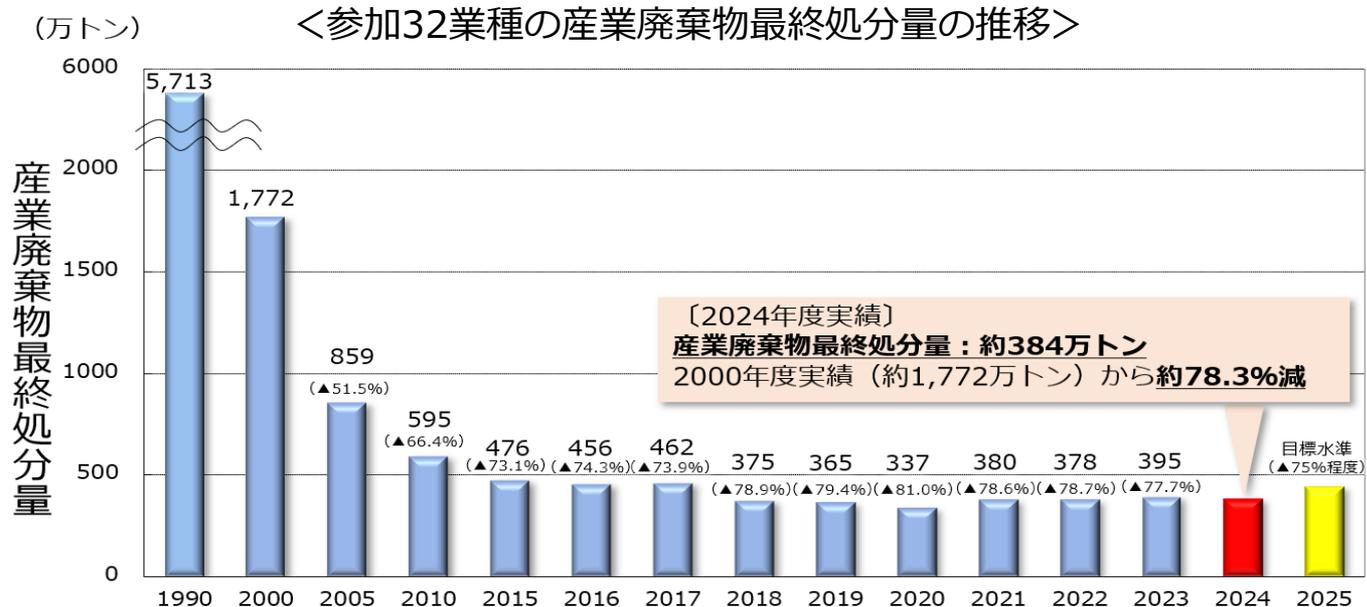
2. 2024年度実績：(1)産業廃棄物最終処分量の削減（第五次目標）

- ◇ 2024年度の産業廃棄物最終処分量の実績（32業種の合計値）は、約384万トン。
- ◇ 日本企業による真摯な取組みが結実し、基準年である2000年度実績から、約78.3%減。
本計画の目標水準（75%程度削減）を達成。

- ◇ 2023年度(昨年度)実績と比較して、約10.8万トン（約2.7%）の減少となった。

業種別では、最終処分量削減の目標を掲げる32業種のうち、18業種が前年度比で減少。

生産活動の増加で副産物の発生量が増加する中でも、廃棄物の発生抑制や減容化などの3Rの継続、分別強化・工程見直し・委託業者変更等による再資源化推進、別産業と連携した資源再利用や有価物化、そのほか地道な運用面での改善努力により減少。一方、8業種が前年比で増加。大規模な設備更新・解体工事での建築廃材の増加、焼却灰等の発生量と有効利用先の受入量のギャップ、委託業者の廃棄物受入上の課題等、定常的ではない要因である。残り6業種は、昨年度実績と同水準。



2. (2)業種別独自目標および達成に向けた取組み

◇ 42業種が業種ごとの特性や事情等に応じた個別業種ごとの目標を掲げて実施(合計58件)。

〔定量的目標 (44件) 〕 ※うち目標達成31件

- ・再資源化率 (リサイクル率) の維持向上 ※再資源化関連の目標 : 33件
- ・有効利用率の維持 ・特定品目のリサイクル率向上
- ・ゼロエミッション (最終処分率1%) 以下の維持継続 ※最終処分率目標 : 5件
- ・産業廃棄物発生量の低減 (リデュース) ※リデュース目標 : 4件
- ・売上高あたりの紙製容器包装使用量の2000年度比50%削減
- ・リース満了物件の有効利用率95%以上 など

〔定性的目標 (14件) 〕

- ・他産業等から排出される廃棄物や副産物を多量に受け入れ、セメント生産に活用。
- ・再資源化率の水準に加えて遵法性、処理能力、運搬経路等を総合的に判断し、最適な処分業者に委託
- ・国際基準に則り廃棄物を適切に処理
- ・一般事業系廃棄物量の削減推進 ・再生紙/グリーン購入率の向上 など

◇ 各業種において、目標達成に向け、**資源循環の質の向上を視野に入れた取組みを推進。**

- ・再生材としての活用 (別の資材への活用や原料化など)
- ・環境配慮設計製品の開発 ・廃棄物発生が少ない資源や製品の活用
- ・ケミカルリサイクルの技術開発 ・JISの制定/改正、ガイダンスや指針の設定
- ・サプライチェーンでの発生抑制/減量化 ・リファービッシュ、有償化取引の推進
- ・再資源化可能な業者への委託 など

- ◇容器包装リサイクル8団体で構成される「3 R推進団体連絡会」は、経団連提言「実効ある容器包装リサイクル制度の構築に向けて」（2005年10月）を受けて、2006年3月より「容器包装の3 R推進のための自主行動計画」を策定。
- ◇2025年度は自主行動計画2025の2024年度実績のフォローアップ報告を実施し、取組み成果を公表。
リデュース目標は全8素材、リサイクル目標は6素材で達成。

＜リデュースの目標および実績＞

素材	指標	2025年度目標 (基準年度： 2004年度)	2024年度 実績
ガラスびん	1本/1缶当 たり平均重量 の軽量化率	1.5%以上	2.2%
PETボトル		25%以上	28.1%
スチール缶		9%以上 ※1	10.1%
アルミ缶		6%以上	7.2%
飲料用紙容器	1㎡当たり平 均重量の軽量 化率	3%以上 ※2	3.3%
段ボール		6.5%以上	7.3%
紙製容器包装	リデュース率	15%以上	21.2%
プラスチック 容器包装		22%以上	23.1%

＜リサイクルの目標および実績＞

素材	指標	2025年度 目標	2024年度 実績
ガラスびん	リサイクル率	70%以上	77.2%
PETボトル		85%以上	85.1%
プラスチック 容器包装		60%以上 ※3 (46%)	68.1%
スチール缶		93%以上 ※4	94.4%
アルミ缶		92%以上	99.8%
紙製容器包装	回収率	28%以上 ※5	20.8%
飲料用紙容器		50%以上	38.9%
段ボール		95%以上	97.8%

※1 2021年に8%から上方修正
※2 牛乳用500mlサイズカートンを対象とする。

※3 2021年度より算定方式を見直し（カッコ内は従来の算定方式）
※4 2021年に90%から上方修正
※5 2021年度より算定方式を見直し

2. (3)業種別プラスチック関連目標および取組み

- ◇ **海洋プラスチック問題の解決やプラスチック資源循環の推進に貢献する**経済界の自主的な取組みの深化および裾野拡大の観点から、経団連意見(2018年11月)に基づき、各業種において、「業種別プラスチック関連目標」を設定。
- ◇ 2024年度においては、取組みから約5年が経過する中、2030年度に向けた定量目標を中心に目標内容の点検を実施。
今般、**42業種が、合計82件の多様な「業種別プラスチック関連目標」を設定。**
- ◇ **経団連は、これらの自主的取組みを推進し、プラスチック問題に貢献。**

〔プラスチック関連の数値目標 (31件) 〕 ※うち目標達成20件

- ・再資源化（リサイクル）率、有効利用率などの数値目標（21件）
- ・最終処分量の削減に関する数値目標（5件）
- ・軽量化、使用量削減など、リデュースの数値目標（3件）
- ・分別回収に関する取組み目標（2件）

〔プラスチック関連の定性的目標 (51件) 〕

- ・リユース・リサイクルの取組み、活動の促進に関する目標（24件）
- ・リデュースの促進に関する目標（10件）
- ・会員企業やお客様などに対する教育、啓発活動に関する目標（7件）
- ・バイオマス技術やリサイクル技術など、新たな技術開発に関する目標（7件）
- ・町中、河川、海岸などの美化清掃活動の促進に関する目標（5件）
- ・環境配慮設計に関する取組み（3件）
- ・環境対応製品の積極購入や、環境先進企業への支援などに関する目標（2件）

<参考>プラスチック関連目標の達成に向けた先進的・特徴的な取組事例

○プラスチック関連目標の達成に向けて、先進的・特徴的な取組み事例について任意で調査を行った。
各業界において「プラスチック資源循環法」（プラ新法）に基づいた事例や、個別目標の達成に向けた取組み事例が、**21業種**から**39事例**寄せられた。※その他、循環経済（C E）に向けた取組事例でもプラ事例あり
（詳細は「参考資料3」〔総括編p43〕及び「個別業種版」を参照）

<再生材の活用>

- 廃プラスチックのリサイクル
 - ・使用済み制服をR P F 燃料に再生
 - ・電柱のポリエチレン支線ガードの再利用
 - ・絶縁カバー、計器箱をプラスチック製ねかせへ
 - ・フィルムやポリ容器等をビニール袋へ再生
 - ・自動車由来のミックスプラを自動車部品へ再投入
 - ・建設系廃プラを工事現場で資材として再活用
- PEガス管のマテリアルリサイクル
- ナイロン端材料の再利用
- 樹脂（P O M）材のリサイクル



<バイオプラスチックの活用>

- 箸袋へのセロファン活用
- 冷蔵庫部品への採用
- バイオマス度50%PEフィルムパッケージ開発
- 歯磨粉キャップ、歯ブラシへ



<プラスチック代替品(紙製品等)の活用>

- 有機フッ素化合物（PFAS）を使用しない非フッ素耐油紙
- フッ素を含まない耐油剤を使用した耐油紙



<海への流出抑制、海洋ごみの回収・処理等>

- 駅内へのリサイクルステーション設置拡大

<その他>

- 混錬ペースト容器廃棄物量の低減
- 廃プラスチック削減目標、KPIの設定
- Air Cap Bagの廃止・プラスチック包装材削減



<出所：個別業種版 各団体の報告資料より抜粋>

2. (4)循環経済（CE）に向けた主な取組事例

○CEの実現に向けて、業種の垣根を越えた事業者間の連携強化が重要となることを念頭に、各業種における動静脈連携による（業種の垣根を越えた）資源循環の取組事例、資源循環を通じて脱炭素へ貢献する取組事例、バリューチェーン全体レベルでの企業間連携の取組事例、循環配慮設計への取組事例、および循環経済に向けた関連目標やその達成に向けた取組み等を募集したところ、合計で**35業種**から**423事例**が寄せられた。（詳細は「参考資料4」〔総括編p55～〕、「個別業種版」を参照）

<動静脈連携による（業種の垣根を越えた）資源循環>

- 太陽光パネル廃棄ガラスやフライアッシュを利用したインターロッキングブロックの開発
- 石炭灰・石膏のセメント原料、充填剤、肥料等への活用
- SAF導入に向けたサプライチェーン構築
- 廃触媒、廃苛性ソーダの有価売却（金属回収）
- プラスチックの共同油化事業
- 粘着テープ製造時に発生する剥離紙のリサイクル
- 行政と連携したティッシュ空き箱リサイクル
- 工業用PETフィルムのケミカルリサイクル
- データ連携プラットフォームの構築

<資源循環を通じた脱炭素への貢献>

- SAF量産化、リニューアブルディーゼル製造の事業化
- めっき工程廃水のゼロエミッション化
- 使用済みタイヤの循環利用（リトレッドタイヤ）
- 廃棄ゴムを活用したクッションマットの製品化
- 赤土の建材化

<CE関連目標・取組み>

- CPsでの取組み推進
- ブラスト加工技術による外装プラスチックのリユース
- プラスチックのアップサイクル技術

<出所：個別業種版 各団体の報告資料より抜粋>

<バリューチェーンレベルでの企業間連携>

- プラスチック・ガス化ケミカルリサイクルの循環型事業モデル
- プラスチック製化粧品容器の新たな循環型事業モデル
- 使用済み紙コップのリサイクルプラットフォーム構築
- 店頭回収した冷凍食品包装（フィルム）のリサイクル
- 医薬品ボトル回収・再資源化実証事業

<循環配慮設計>

- ティッシュ箱の減容化による資源量等の減少
- 循環配慮型高機能紙容器
- 大型テレビの包装発泡スチロール廃止、光学部品への再生材採用
- 製品の部品点数削減
- オールポリエチレンモノマテリアルパウチ開発

<その他一研究開発、CEコマース、再生材活用>

- プラスチック代替のプレス成形用紙
- CNF複合樹脂の量産体制の確立
- サイクル可能なヒートシール紙
- 高バイオマスの生分解性パッケージ
- 黒色プラスチック選別技術・装置
- 電動バイク用バッテリーのサブスクリプションサービス
- スクリュー圧縮機製品ユニット構成部品のリビルト
- ポリライナーおよびゴム製品バフ粉のリサイクル
- ATM保守部品のリユーススキーム開発

3. 循環型社会形成に向けた政策動向と今後の主要課題

(1) 2025年度における主な政策動向

◇政府は「第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月）で「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」を国家戦略の一つに位置づけ。2025年度は「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」（2024年12月）に沿って検討と具現化を推進。

① 「資源有効利用促進法（3R法）」の改正（2025年5月改正、2026年4月施行予定）

(a)事業者に対する再生資源の利用計画の策定・定期報告の義務化

⇒自動車、家電4品目、容器包装（食品等一部除外）の製造事業者に対し、再生プラスチックの利用を促進

(b)環境配慮設計の促進

(c)GXに必要な原材料等の再資源化の促進 ⇒リチウムイオンバッテリー対策の強化

(d)CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

② 「再資源化事業等高度化法」の全面施行（2025年11月）

(a)広域的な分別収集・再資源化を行う事業の高度化

(b)分離・回収技術の高度化

(c)再資源化工程の高度化

3年で100件の大規模認定に向けた制度活用

③ 5年に1度の廃棄物処理法改正に向けた検討（2026年特別国会への法案提出予定）

(a)不適正なスクラップヤード問題への対応と再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進

：適正処理・公正な競争環境整備と、再生材の原料となる循環資源の国内資源循環の推進

(b)PCB廃棄物への対応：低濃度PCB問題に関し、リスクに見合った合理的な処理方策の導入

(c)災害廃棄物への対応

④ 太陽光パネルリサイクル促進等に向けた制度的枠組みの検討（法案提出のうえ、2027年末頃施行を目指す）

：多量の事業用太陽電池廃棄物の排出者等への規制、費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置、環境配慮設計の実施等を求める製造事業者等に対する措置 等

3. 循環型社会形成に向けた政策動向と今後の主要課題

(2) 今後の主要課題

■ CEへの移行をドライビングフォースとして、企業や業種の垣根を越えたバリューチェーン全体で連携し、経済活動の土台である資源調達や生産・消費のあり方を変革していくことが重要

① 鉱物資源に係る国内資源循環の推進

- ・地政学的脅威や資源の海外流出状況を踏まえ、資源安全保障とモノづくり産業の国際競争力の強化のため、鉱物資源の危機管理体制強化とバリューチェーン全体での取組が急務

② プラスチック資源循環の更なる推進

- ・再生プラスチックを使用した製品に対する消費者理解の増進
- ・質・量・コストの面で十分な再生材の供給体制の構築
(国内静脈産業の育成と支援、供給に係る連携の促進、ケミカルリサイクルを含めた技術開発・活用の推進、効率的な収集・選別等)

③ 関係者との連携による再資源化・資源循環の推進

(a) 動脈事業者間・動静脈事業者間の連携

： 個社・個業界だけではなく、企業や業種の垣根を越えたバリューチェーンでの連携が重要

(b) 官民・産官学の連携： J4CE、CPs等の活用

(c) 自治体との連携： 資源循環自治体フォーラムやプラ新法の活用、地方の域内の状況を踏まえた連携

(d) 国際的な連携： 日本の技術・設備の輸出、海外有用資源の活用、資源輸入の手續緩和など

※各主体が連携し、新たな視点によるイノベーションとパートナーシップの推進により、

CEに係る持続的な成長に向けたエコシステムを形成していくことが、今後の鍵

④ 環境価値への理解促進： 消費者教育・啓発活動、需要喚起に向けた公共調達や消費者等の購入支援等

⑤ 資源循環に関する循環性指標等： GCP1.0の開発、消費者やステークホルダーからの適正評価の仕組み

⑥ 産業廃棄物最終処分量の削減： 使用済み太陽光パネルの大量排出、建設工事の増加などの増加要因への対応

4. 次期計画（2026年度～2030年度）の方針

世界的な動向や今後の主要課題を念頭に置いて、鉱物資源等に係る資源安全保障を踏まえた国際競争力強化や経済成長と、脱炭素化・資源有効利用等の環境問題の克服との両立に向けて、**CEへの移行実現を見据えて、各主体が連携しながら自主的取組みをさらに深化・発展すべく、次期計画を策定。**

【名称変更】「サーキュラーエコノミー（CE）移行自主行動計画－循環型社会形成に向けて－」

【次期計画の構成の見直し】

(1)サーキュラーエコノミー（CE）への移行に向けた方向性

- ①サーキュラーエコノミー（CE）への移行に向けた方向性、②サーキュラーエコノミー（CE）に関する活動や取組状況
※CEの定義は「第五次循環型社会形成推進基本計画」の記述を準用（次頁参照）

(2)目標（充実・見直し）

①資源循環の質の向上に向けた業種別独自目標

CEへの移行を見据えて、資源循環の質の向上に向けた業種別独自目標として、既存の目標を再点検し、充実（新たな定量・定性目標）を図りながら2030年度目標を設定し取り組む。

②業種別プラスチック関連目標

業種別プラスチック関連目標について、**2040年度を目標年度とすることを見据えながら**、既存目標を再点検し、充実（新たな定量・定性目標）を図る方向で、設定するよう努める。

③産業廃棄物最終処分量の削減（第六次目標）

脱炭素社会の実現に配慮しつつ適正に処理した産業廃棄物の最終処分量について、**2030年度に2000年度実績比75%程度削減を目指す**（現状水準より増加させないとの考え方のもと、第五次目標と同水準を維持）。

(3)取組事例集（別冊）の作成

- ①業種別プラスチック関連目標の達成に向けた先進的・特徴的な取組事例
②サーキュラーエコノミー（CE）に向けた先進的・特徴的な取組事例

＜参考＞ 「循環経済（C E）への移行」

■ 政府「第五次循環型社会形成推進基本計画」（2024年8月）における「循環経済（C E）への移行」の記述

- ◇（C Eへの移行とは）「資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3 Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指すこと」
（※経団連自主行動計画でもこの定義を準用）
- ◇「循環経済への移行に関する取組は、3 Rの取組を経済的視点から見て、資源循環を価値の源泉として捉え、バリューチェーンを含む経済活動全体を循環型に転換させていくものであって、循環型社会を形成する方策の一つ」
- ◇循環型社会における循環経済の位置付けとして、「循環型社会は経済を包括する概念」として記載。

■ 経団連「FD2040」（2024年12月）におけるC Eへの移行に関する施策内容

① 質及び量の両面で十分な再生材の供給体制構築

- ・循環資源の効率的回収や再資源化工程の高度化・脱炭素化を図り、関係事業者間での連携を図ること。
- ・これらを通じ、水平リサイクルを含む質の高い資源循環を実現すること。
- ・消費者や住民が、再生材を用いた製品やサービスの持つ「環境価値に」対する理解を深め、それらの需要が喚起されること
- ・各地域の特性に応じた地域循環モデルを形成し、雇用創出や住民のウェルビーイング向上を実現すること。

② 資源循環に関する情報流通基盤およびデータベースの構築

- ・資源循環に必要な製品・素材に係る情報を事業者間で共有するデータ連携の促進
- ・個別の企業や業種の垣根を越えた信頼性の高いデータ連携体制を構築し、D XやA Iの積極的活用を通じて、バリューチェーン全体で資源生産性を高め、環境負荷の低減と企業の競争力強化につなげること。

③ 循環性指標の策定および情報開示手法等の確立

- ・C Eへの移行に主体的に取り組む企業が、投資家や消費者、取引先をはじめとするステークホルダーから適正に評価されるための環境整備と、業種・業態の特性や国際的議論を踏まえた循環性指標や情報開示手法等の確立

<参考> 26年度以降のスケジュール

次期計画は2026年度から開始。2027年度フォローアップ（FU）調査から次期計画に基づく取組実績を調査。
 ※2026年度に実施するFU調査では、現行計画に基づく25年度取組実績を公表。

